売掛金	×××　××× △×××　△××× ×××　××× ×××　××× △×××　△××× ×××　××× ［略］　［同左］
［略］	
負債の部	負債の部
流動負債	流動負債
［略］	［同左］
未払法人税等	×××　未払法人税等　×××
契約負債	×××
［略］	［同左］
［略］	［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（連結の範囲等に関する記載）	（連結の範囲等に関する記載）
第十条　［略］	**第十条**　［同上］
［２～４　略］	［２～４　同上］
５　第一項第四号に掲げる会計方針に関する事項については、中間連結財務諸表作成のための基礎となる事項であって、投資者その他の中間連結財務諸表の利用者の理解に資するものを記載するものとする。	５　第一項第四号に掲げる会計方針に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。
［号を削る。］	一　重要な資産の評価基準及び評価方法
［号を削る。］	二　重要な減価償却資産の減価償却の方法
［号を削る。］	三　重要な引当金の計上基準
［号を削る。］	四　退職給付に係る会計処理の方法
［号を削る。］	五　重要な収益及び費用の計上基準
［号を削る。］	六　中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
［号を削る。］	七　重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第十七条において同じ。）の方法
［号を削る。］	八　中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
［号を削る。］	九　その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項